

# 宮崎大学生生活協同組合 IC カード規則

宮崎大学生生活協同組合

## (IC カードの定義)

第1条. この規則でいう大学生生活協同組合(以下、大学生協という)の IC カードとは、以下の3者をいい、この規則では、IC カードと呼称する。また、この規則に基づいて宮崎大学生生活協同組合(以下生協という)の組合員には IC カードが発行される。

- (1). 生協が発行する、組合員認証機能と組合員に提供される付加価値認証機能を搭載した組合員カード(以下メンバーズ IC カードという)
- (2). 生協が定款で職域として規定する大学法人もしくは学校法人のICチップ搭載学生証カードに、その大学法人もしくは学校法人との契約によって、組合員カードの機能を搭載したカード(以下大学カードという)
- (3). 「Tuo カード」と呼称する大学生協との提携によりクレジット会社が発行するクレジット機能付きのカードに組合員カードの機能を搭載したカード(以下 Tuo カードという)

## (規則の効力)

第2条. メンバーズ IC カードは、この規則に基づき発行され、大学カードは大学法人もしくは学校法人との契約に基づき発行され、Tuo カードはクレジット会社のカード規約に基づき発行される。したがって、大学カードの生協との契約以外の学生証機能等、及び Tuo カードのクレジット機能は、当規則の規定の範囲外とする。

## (IC カードの利用)

第3条. 組合員は、カードに搭載された IC チップを利用して生協の提供するサービス、並びに生協が承認したサービス提供者の提供するサービスを受けることができるものとする。

- 2 カードの利用にあたっては、本規則を遵守するものとする。
- 3 組合員は、生協を脱退する等の事由により組合員の資格を喪失すると同時に、本条第 1 項にいうサービスを受けることができなくなるものとする。

## (IC カードの紛失・盗難)

第4条. 組合員が、ICカードを紛失するか、盗難にあった場合は、速やかに生協に連絡の上、生協に対し所定の手続きを行うものとする。

- 2 IC カードを紛失するか盗難にあった組合員が、当該 IC カードを発見した場合は、所定の手続きに従って生協に届け出るものとし、生協が認めたときに限り、当該 IC カードを再利用できるものとする。
- 3 IC カードを紛失・盗難その他の事由により他人に利用された場合に生じた一切の損害については、組合員がこれを負担するものとする。

## (IC カードの再発行)

第5条. 組合員は、IC カードの忘失・盗難、汚損、その他 IC カードの再発行を必要とする事由により、再発行を依頼する場合には、再発行申請書を、メンバーズ IC カードは生協に、大学カードは大学が指定する部署に、Tuo カードはカード会社に提出し承認を得るものとする。

2 メンバーズ IC カードの再発行を受ける場合の手数料は、生協所定の手数料を負担するものとし、大学カードの場合は大学の規定に従い、Tuo カードはカード会社の規定に従うものとする。

(不備の申し出)

第6条. 組合員が、IC カードの発行または再発行を受けた場合は、組合員は、直ちに IC カードの記載内容等を確認し、不備がある場合には遅滞なく生協に届け出るものとする。

(個人情報)

第7条. 生協は、別途定められた「個人情報保護規則」に基づき、生協が提供するサービスの円滑な利用以外の目的には、個人情報等を利用しないものとする。

(届出事項の変更)

第8条. 組合員は、個人情報に変更が生じた場合は、生協に対して所定の届出を行うものとする。

2 組合員は、前項の届出を怠ったことにより生じる一切の損害を負担するものとする。

(プライバシー情報の保護)

第9条. 生協は、別途定められた「個人情報保護規則」に基づき、組合員が IC カードを利用することによって入手した組合員のプライバシーに関わる情報を、生協の提供するサービス以外の目的に利用しないものとする。

(IC カードの利用停止と返却)

第10条. 組合員は、次の何れかに該当した場合に、生協が、生協の提供するサービスにおいて、当該組合員の IC カード利用を停止し、その機能を喪失させることができることを承諾するものとする。

- ① 申し込み時に虚偽の申告をした場合
- ② 本規則のいずれかに違反した場合
- ③ IC カードの券面上に記載された内容を無断で改変した場合
- ④ 磁気ストライプ及び IC チップに記録された内容を改ざんした場合
- ⑤ その他、組合員の IC カード使用状況が適当でないと生協が判断した場合

2 組合員が、自ら IC カードの利用を停止する場合は、所定の手続きに従って生協に届け出るものとする。

(IC カード利用の細則)

第11条. 生協が IC カードに付加し組合員に提供するサービスの機能を利用する際の細則については、別途「IC カード利用細則」に定めるものとする。

(損害の負担)

第12条. 組合員は、本規則を遵守するものとし、本規則の違反により生じる一切の損害を負担するものとする。

(規則の変更)

第13条. この規則の変更は、生協の理事会において行う。

(規則の変更通知)

第14条. 生協は、この規則を変更する場合は、あらかじめ組合員に生協所定の方法により変更事項を通知するものとする。

(準拠法)

第15条. この規則に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとする。

(合意管轄裁判所)

第16条. 組合員は、この規則の規定する内容について紛争が生じた場合、訴額のいかんに関わらず、生協所在地の簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とするものとする。

(施行)

第17条. 本規則は2004年3月1日から施行する。

設定・改定年月日

2004年3月1日 設定

2013年11月26日 改定施行

2018年9月26日 改定施行